

# 農地・水・環境保全向上対策に向けて新しい支援制度が始まります

農業者の高齢化や担い手の減少などにより、農地や農業用水などの適切な保全管理が難しくなっています。また、農業生産のあり方を環境保全を重視したものに転換して行くことが求められています。農業者だけでなく、地域ぐるみで効果の高い共同(協働)活動に対し、平成19年度より一定要件を満たす組織・団体などに対して、支援(助成金の交付)を行います。

## ★助成金交付までの流れ

### 1 対象地域を決定します。

地域の水路や農道などを守っていく共同活動に、もっとも取り組みやすいまとまりを、設定していただきます。

- 例 集落単位 集落ぐるみで保全活動を行う体制  
集落営農単位 集落営農組織で保全活動を行う体制  
水系単位 ため池や堰(せき)などの水系での保全活動を行う体制  
事業単位 ほ場整備事業などの事業実施単位での保全活動を行う体制

### 2 参加者を募り、活動組織をつくります。

活動組織には、農業者だけでなく、地域住民や自治会などの身近な人や、農協、学校PTA、NPOなど団体に声をかけ少しずつ輪を広げるようにしてください。

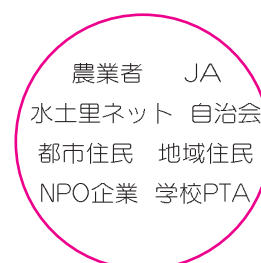
#### 活動組織の例



地域住民参加型



地域内交流型



都市・農村交流型

### 3 規約をつくります。

規約の内容については、それぞれの活動組織の中で構成員が話し合っ、合意していただけるものであれば結構ですが、必ず次の内容は盛り込んでください。

- 名称 活動組織の名称を明らかにします。
- 目的 目的は「農地・農業用水などの資源や農村環境の保全と質的向上を図る活動」が必ず含まれるものにしてください。
- 構成員 農業者のほか1以上の団体または個人で構成されることが必要です。
- 代表・役員 代表や会計などの役員の構成を明らかにします。
- 合議方法 活動組織内の合意・決定方法を明らかにしてください。合議・決定方法は多数決など合理的な方法とする必要があります。

### 4 活動計画をつくります。

活動計画づくりに当たっての目安となる「活動指針」はお示しします。必ず盛り込んでいただく内容は次のとおりです。

- 対象範囲 農用地の所在、面積など(「位置図」、「対象農用地面積の一覧」を添付していただきます。)
- 実施計画 地域の目指すべき方向、活動組織が取り組む活動の概要を明らかにします。
- 役割分担 構成員の役割分担を明確にします。
- 資金計画 交付金の使途(どの活動のどのような経費に助成金を活用するのか)を明らかにします。

### 5 市と協定を結びます。

活動組織は、決定した活動計画や交付金の使い道を、市は活動組織への指導や活動状況の確認などを行う事を双方が明確化し、確認するものです。

### 6 助成金を交付します。

- 支援の水準(年) 水田…4,400円/反 畑…2,800円/反 草地…400円/反  
支援額の算定 金額の算出は、農振農用地面積を対象とします。  
支援金は、活動組織への支払いとなり、使途には一定の制限があります。

※今後、内容に若干の変更が生じる事があります。

問合先 産業観光課 農林振興担当